

2024年3月22日

各 位

会 社 名 株式会社デジタルホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 野 内 敦
(コード番号:2389 東証プライム市場)
電 話 0 3 - 5 7 4 5 - 3 6 1 1

「第30回定時株主総会招集ご通知」記載事項の一部訂正について

2024年3月5日付でご送付いたしました当社「第30回定時株主総会招集ご通知」の記載事項について、一部訂正すべき事項がありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり訂正させていただきます。

記

【訂正箇所及び訂正内容】

(1) 訂正箇所

「第30回定時株主総会招集ご通知」 28～29 ページ

「事業報告 2. 会社の状況に関する事項 (2) 新株予約権等に関する事項 (2023年12月31日現在)」

(2) 訂正内容 (下線部は訂正箇所を示します)

<訂正前>

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第9回新株予約権	
発行決議日		2023年2月13日	
新株予約権の数		2,200個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 220,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個あたり 100円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり 117,900円 (1株当たり 1,179円)	
権利行使期間		2023年3月1日から 2027年3月31日まで	
行使の条件		(注)	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 2,200個 目的となる株式数 220,000株 保有者数 2名
		社外 取締役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	取締役(監査等委員)		新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

(注) 第9回新株予約権の行使状況は以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - ① 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - ② 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - ③ 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - ④ その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第9回新株予約権
発行決議日		2023年2月13日
新株予約権の数		1,260個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 126,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個あたり 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり 117,900円 (1株あたり 1,179円)
権利行使期間		2023年3月1日から 2027年3月31日まで
行使の条件		(注)
使用人等への 交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 100,000株 保有対象者数 3名
	子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人	新株予約権の数 260個 目的となる株式数 26,000株 保有対象者数 3名

(注) 第9回新株予約権の行使状況は以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - ① 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - ② 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - ③ 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - ④ その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

<訂正後>

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等の状況

・2023年2月13日開催の取締役会決議による役員に対する有償新株予約権

新株予約権の数		2,200個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 220,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個あたり 100円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり 117,900円 (1株当たり 1,179円)	
権利行使期間		2023年3月1日から 2027年3月31日まで	
行使の条件		(注)	
役員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員 を除く)	取 締 役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 2,200個 目的となる株式数 220,000株 保有者数 2名
		社 外 取 締 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)		新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

(注) 行使条件は以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - ① 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - ② 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - ③ 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - ④ その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

・2023年2月13日開催の取締役会決議による使用人に対する有償新株予約権

新株予約権の数	1,260個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 126,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり 100円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり 117,900円 (1株あたり 1,179円)	
権利行使期間	2023年3月1日から 2027年3月31日まで	
行使の条件	(注)	
使用人等への 交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 100,000株 保有対象者数 3名
	子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人	新株予約権の数 260個 目的となる株式数 26,000株 保有対象者数 3名

(注) 行使条件は以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - ① 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - ② 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - ③ 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - ④ その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

以 上